

諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財 (追加指定)
名 称 ・ 員 数	やきまきかぐら つげたり あんせいりくねんめい ししがしらごんげんまく 八木巻神楽 附 安政六年銘 獅子頭権現幕 ししがしら とう 獅子頭 2頭 めいじさんじゅうさんねんめい かぐらいしょう ちはや 明治三十三年銘 神楽衣装 (千早) ※附以下を追加指定とするもの。
所有者 (保持者・団体) の住所・氏名 (名称)	(保持団体) 八木巻神楽保存会 代表 佐々木 隆嗣 (岩手県花巻市大迫町外川目 5-116) (附とする神楽資料の所有者) 八雲神社 別当 佐々木 幸一 (岩手県花巻市大迫町外川目 6-17)
文化財の所在場所	岩手県花巻市大迫町外川目 6-17 佐々木 幸一氏宅
指 定 理 由	<p>八木巻神楽は花巻市大迫町外川目に鎮座する八雲神社の奉納神楽で、近世期以降の大迫外川目地区における神楽の変遷を顕著に示すものとして、岩手県指定文化財に指定されている (令和2年4月7日指定)。</p> <p>今回追加指定する物件は、「安政六年銘 獅子頭権現幕」(1枚)、「獅子頭」(2頭)、「明治三十三年銘 神楽衣装 (千早)」(1着)の神楽資料4点である。</p> <p>「安政六年銘 獅子頭権現幕」は、文字の流れから「白山妙理大権現^{はくさんみょうりだいごんげん}」と思われる銘が残っているが、意図的に文字消しを試みた痕跡があり、かつて八木巻を含む外川目地域に白山信仰が浸透していたことを伺わせると同時に、その後、明治時代初期の神仏分離令によって、「大権現」の使用ができなくなった歴史的な経過を示すものである。</p> <p>また、獅子頭権現幕は、傷むと米などを入れる袋に作り替えてしまうため、古いものを残している事例は殆どなく、まして江戸時代銘の入ったものは希少である。</p> <p>「獅子頭」については、大小2つがあり、年記はないものの、代々別当家に伝わるもので、形状などから古い時代のものと推測される。</p> <p>大きいものは、荒削りで素朴な作りであり、銘もないことから地域住民もしくは民間宗教者により作成されたことが推察される。また、獅子頭の内部には握りが付き、わずかではあるが歯を合わせた痕跡があることから、神社に奉安されるだけでなく、祈祷あるいは舞にも使用されていたことがわかる。一方で小さいものは、内部に握りが無く、祈祷のみで使用されたことが伺える。</p> <p>「明治三十三年銘 神楽衣装 (千早)」は、背面に「明治三十三年 奉納山神社 九月十二日 八木巻連中」と墨字で記されているが、このような銘のある神楽衣装が保存されていることは、周辺の神楽団体と比較しても貴重なものである。神楽衣装の千早は、神楽舞の中でも重要な「山の神舞」などの演目で着用される。この衣装から、八木巻神楽は明治時代には、祈祷の「権現舞」以外に神舞などの幕神楽の演目を行っていたことがわかる。</p>

	<p>以上、上記の神楽資料は、外川目地区における信仰の様相や神楽の芸能及びその継承の過程を示すものであり、八木巻神楽の価値を考える上で重要な資料であることから、追加指定としてその保護を図るべきである。</p> <p>【岩手県指定文化財指定基準】</p> <p>第4 無形民俗文化財指定基準</p> <p>2 民俗芸能</p> <p>(2) 芸能の変遷の過程を示すもの</p> <p>(3) 地域的特色を示すもの</p>
--	--

指定文化財調査報告書

調査員 中嶋奈津子
 調査日 令和2年8月 1日
 報告日 令和2年8月17日

1 所有者（保持者・団体）の 住所・氏名（名称）	（保持団体） 岩手県花巻市大迫町外川目5-116 八木巻神楽保存会 代表 佐々木隆嗣 （附とする神楽に係る資料の所有者） 八雲神社 別当 佐々木幸一
2 文化財の所在場所	岩手県花巻市大迫町外川目6-17 佐々木幸一氏宅
3 種 別	無形民俗文化財（民俗芸能）
4 名 称	八木巻神楽 附 安政六年銘 獅子頭権現幕 獅子頭 2頭 明治三十三年銘 神楽衣装（千早）
5 員 数	安政六年銘 獅子頭権現幕 1枚 獅子頭 2頭 明治三十三年銘 神楽衣装（千早）1着
6 品質・形状	別紙のとおり
7 寸法・重量	別紙のとおり
8 作者（保存会）	安政六年銘 獅子頭権現幕 : 不詳 獅子頭2頭 : 不詳 明治三十三年銘 神楽衣装（千早） : 八木巻連中
9 時代又は年代	安政六年銘 獅子頭権現幕 : 江戸時代（1859年） 獅子頭2頭 : 不詳 明治三十三年銘 神楽衣装（千早） : 明治時代（1900年）
10 画 讀 奥 書 銘文等	安政六年銘 獅子頭権現幕 「安政六歳己未 □山妙理大権現 當村中 九月二十 七」銘。 （「白山妙理大権現」か） 獅子頭2頭 銘なし。 明治三十三年銘 神楽衣装（千早） 「明治三十三年 奉納山神社 九月十二日 八木巻連中」
11 伝来（由来・伝承）	【神楽の来歴】 八木巻神楽は花巻市大迫町外川目に鎮座する八雲神社（祀神：

	<p>いさなみのみこと くまのたいしやほやすきのおのみこと いさなきのみこと 伊弉冉命・熊野大神社速素戔鳴命・伊弉諾命)の奉納神楽である。神楽は八木巻集落の10軒の家の男性により担われてきた(現在は、近隣集落からも数名参加している)。</p> <p>神楽の来歴は、永禄7(1564)年に神社に奉納する神楽が始まったと伝えられている。屋号久保家の伝承によると、初代の神楽は岳神楽(早池峰岳神楽)の教えを受けたとも伝えられる。</p> <p>由来書「八雲神社 八木巻神楽」によれば(神楽の担い手である藤原福美氏・佐藤盛氏が作成。昭和7(1932)年頃の作成と想定。佐々木幸一氏所蔵)によれば、その後も東北を襲った寛永・天明・天保の大飢饉で神楽を休止したが、そのつど復活したことが伝えられる。由来書には明和8(1771)年、文政2(1819)年、昭和7(1932)年に復活したことが記録されている。二度目は大償神楽から、三度目は隣接地域の旭の又神楽(佐藤定八・佐々木喜一郎の支援を得た)が関わった伝承があるが、八木巻神楽は周辺の多くの神楽のように「岳流」「大償流」を名乗ることなく、外川目地区の神楽として存続してきた。</p> <p>永禄7(1564)年と文政2年(1819)についての資料は残されていないが、関連資料として安政6(1859)年の銘の獅子頭権現幕が残されており、江戸時代後期には神楽の祈祷舞が行われていたことがわかる。</p> <p>神楽に残されている資料の中でも、安政6年銘獅子頭権現幕と、古い時代に祈祷で使われたであろう獅子頭2頭(銘なし)、明治三十三年銘の神楽衣装(千早)の4点は、これまでの神楽の活動や経過を示すものである。</p>
12 その他	【保存状況】 別紙参照 【文化財指定の経過】 昭和51年3月29日大迫町(現花巻市指定)指定無形文化財 令和2年4月7日岩手県指定無形民俗文化財
13 所見	附として追加指定すべき資料について 【附として追加指定する理由】 前述のように、八木巻神楽は伝承の裏づけとなる神楽の歴史を示す道具が保存されているために、神楽が営まれてきた長い年月における活動のみならず、地域住民の信仰の様子がわかる。県内では、民俗芸能においてこのような歴史的資料を複数所有する事例は希少である。特に神楽に関わる以下の4点を附として追加指定すべきである。 「安政六年銘 獅子頭権現幕」 1枚 「獅子頭」銘なし 2頭 「三十三年銘神楽衣装(千早)」1着

【各資料の詳細】

獅子頭を「権化様（ゴンゲンサマ・ゴングサマ）」と呼び、神仏の化身として信仰の対象とする「権現信仰」は、旧南部藩領特有である。神楽では獅子頭に神降ろしの儀式（下（シタ）舞）を行った後に、これを奉じて祈祷の「権現舞」を舞う。この信仰は県内各地に浸透していて、権化様と呼ばれる複数の獅子頭が存在する。

現存するものの多くは昭和・大正時代に制作されたものであるが、明治時代・江戸時代のものもわずかに残されている。花巻市で最も古いものは、大迫内川目の慶長4（1599）年銘の獅子頭（岳神楽伝承館蔵）である。

獅子頭権現幕においては、傷むと米などを入れる袋に作り替えてしまう為、古いものを残している事例は殆どなく、まして江戸時代銘の入ったものは稀である。

① 「安政六年銘 獅子頭権現幕」（1枚）について

八木巻の獅子頭権現幕は、正面には以下の文字が染め抜かれている。「安政六歳己未 □山妙理大権現 當村中 九月二十七」

このうち「□山妙理大権現」の文字は、意図的に消そうとした痕跡があり読みにくい。文字の流れから「白山妙理大権現」と推定される。おそらく明治時代初期の神仏分離令に伴い「大権現」の名称使用が禁じられ、文字消しを試みた痕跡ではないかと推測される。

白山信仰については紫波町や大迫周辺にも浸透していて、複数の地域で社など信仰の痕跡がある。また、近隣の旭ノ又集落には白山神社があり、古い時代から集落同士での関わりを持っていたことから、白山神社由来の幕であることも考えられる。

この資料から、江戸時代末から獅子頭を奉じた儀式あるいは権現舞が行われていたことが推定できる。加えて、八木巻神楽には他にも「明治三十七年三月十五日 熊野神社」銘、「昭和十一年三月十五日 八雲権現」銘の獅子頭の幕も保存されていて、継続的に神楽が営まれていたこともわかる。

② 獅子頭2頭について

八木巻の八雲神社に奉安されていた獅子頭 二頭（大・小 現在は別当佐々木家で保管）は銘がなく、作成時代や奉納者などは特定できない。代々別当家に伝えられていて、その状況から時代の古いものと推測される。大小の獅子頭の特徴を以下に述べる。

獅子頭（大）

獅子頭（大・木製）については、通常の獅子頭よりも大きく、その形態は額面から鼻までが高く長いことが特徴的である。額面とその左右には耳と毛髪（通常は紙で作る）を付けていた痕跡の穴が見られる。顔面には黒色・口部分には朱色が施されていて、鼻には剣の形が彫られている。内部には舌がある。荒い削りで素朴な作りであり、銘もないことから、地域住民もしくは民間宗教者により作成

されたことが推測される。

この獅子頭の内部には握りがついていて、わずかではあるが歯を合わせた痕跡も見られる。このため、この獅子頭は大型ではあるが神社に奉安されるだけでなく、祈祷の儀式にも活用されていたことがわかる。

獅子頭（小）

獅子頭（小・木製）については傷みが進み、左下顎部の欠損ある。獅子頭（大）同様に額面とその左右に耳と毛髪の痕跡の穴があり、顔面には黒色・口部分には朱色が施されていて、鼻には剣の形が彫られている。握りがなく、舞うために活用されるものではないことがわかる。

③ 「明治三十三年銘神楽衣装（千早）」一着 について

千早は素材が白色の木綿で作られていて、背面には「明治三十三年 奉納山神社 九月十二日 八木巻連中」と墨字で記されている。9月12日は神社の祭日である。

このように、銘の入った神楽衣装が保存されていることは珍しい。神楽衣装の千早は、神楽舞の中でも重要な「山の神舞」、そして「五穀舞」「三韓舞」などの演目で着用される。

現在でも「下（シタ）舞」を含む「権現舞」のみを行う神楽団体が多量中、以外の演目を継承して舞うことのできる団体は少ない。この衣装から、八木巻神楽は明治時代には祈祷の「権現舞」以外に神舞などの幕神楽の演目を行っていたことがわかる。前述のように、八木巻神楽では明治三十七年銘の獅子頭の幕も有することから、明治時代には盛んに「権現舞」や幕神楽が行われていたことがわかる。

以上、これらの資料から八木巻の地域にも古い時代から獅子頭の権現を崇拝する権現信仰や白山信仰が浸透していて、江戸時代末には獅子頭を奉じる祈祷（権現舞）が行われていたこと、さらに明治時代には「神舞」などの演目も行われていたことなど、当時の神楽の活動を裏付けるものである。

よって、八木巻神楽の岩手県指定無形民俗文化財（令和2年4月7日）指定に伴い、上記の神楽に関わる資料4点を、附として追加指定をすべきものとして報告いたします。

参考文献

『大迫町史 教育・文化編』大迫町市史編纂委員会編 大迫町 昭和58年3月10日

『日本之芸能 早池峰流山伏神楽』菅原隆一郎 東和町教育委員会 平成14年5月25日

（初版 昭和44年3月20日）

6 品質・形状 7 寸法 および、12 保存状況について

【安政六年銘 獅子頭権現幕】

銘：「安政六歳己未 □山妙理大権現 當村中 九月二十七」

素材：麻

寸法：縦（前）135.0 cm（後）180.0 cm

巾（頭部）87.0 cm（尾方向）100.0 cm

形状：紺地に白線7本が染め抜かれている麻布4枚で、円筒形に縫い合わせている。

幕の正面「奉納」の文字の上下部、および「九月二十七日」「當村中」の箇所
に数過所の破損あり。幕の裾部分の損傷が大きく欠損部あり。

幕の後面中央（白線5本の部分とその上部および左側）に破損あり。以外にも
全体に小さな破損が複数ある。

神楽（獅子頭）幕の正面には、「安政六歳己未 □山妙理大権現 當村中 九月二
十七」と染め抜かれている。このうち「□山妙理大権現」の文字は、意図的に消
そうとした痕跡があり読みにくい。文字の流れから「白山妙理大権現」と推定さ
れる。

【獅子頭】2頭

◎獅子頭（大）

素材：木製（トチの木か）

寸法：縦36.5 cm 横（額）23.5 cm 奥行36.0 cm

高さ（額）19.3 cm（鼻）23.5 cm

形状：大型で鼻が17.5 cmと長いのが特徴的。顎が開閉でき（継ぎ手あり）、下顎には
舌がある。額面とその左右には耳と毛髪（通常は紙で作る）を付けていた痕跡
の穴が見られる。顔面には黒色、頭頂部・鼻穴・上下の顎部分には朱色（漆を
使用か）、眼部には金色が施されていて、鼻には剣の形が彫られている。獅子
頭権現を奉じる際の握りを有する。荒い削りで素朴な作りである。

銘：なし

◎獅子頭（小）

素材：木製（桐か）

寸法：縦19.0 cm 横（額）13.0 cm 奥行18.5 cm

高さ（額）13.0 cm（鼻）16.0 cm

形状：小型の獅子頭。全体に虫食い穴あり。痛みが進み、下顎部の欠損あり。獅子頭
（大）同様に額面とその左右に耳と毛髪の痕跡の穴があり、薄くなっているが顔
面には黒色・上下の顎部分には朱色が施されていて、鼻には剣の形が彫られてい
る（舌なし）。握りはなく、舞うために活用されたものではないことがわかる。

銘：なし

【明治三十三年銘神楽衣装（千早）】 1着

銘：「明治三十三年 奉納山神社 九月十二日 八木巻連中」

素材：木綿か

寸法：身丈（背から）135.0 cm 巾 35.0 cm

衿丈 85.0 cm 袖丈 77.0 cm 袖巾 67.0 cm

形状：千早。模様のない白色地の布で作成されている。両袖口に細い組み紐が通してある。背面に、墨字で奉納時期と奉納者を記してある。

右袖裾の破損。背部分中央（「奉」文字の下部）が一部欠損。

写真①安政六年銘 獅子頭権現幕（正面）



（文字部拡大）



写真② 獅子頭（大）側面・正面・開口時内部



写真③獅子頭権現（小）側面・正面



写真④明治三十三年銘 神楽衣装（千早） 正面



【提供：八木巻神楽保存会】

【参考資料】
指定当初の報告書

指定文化財調査報告書

調査員 中嶋奈津子
調査日 令和元年 12月 9日
報告日 令和元年 12月17日

1 所有者（保持者・団体）の 住所・氏名（名称）	岩手県花巻市大迫町外川目5-116 やきまきかぐら 八木巻神楽保存会 代表 佐々木隆嗣
2 文化財の所在場所	岩手県花巻市大迫町外川目5-116
3 種 別	無形民俗文化財（民俗芸能）
4 名 称	八木巻神楽
5 員 数	
6 品質・形状	
7 寸法・重量	
8 作者（保存会）	八木巻神楽保存会
9 時代又は年代	伝承では中世末期 永禄7（1564）年 及び江戸時代 文政2（1819）年
10 画 讃 奥 書 銘文等	<p>神楽関連資料</p> <p>①神楽幕（権現）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安政六歳己未 □□妙理大権現 當村中 九月二十七」銘。 （「白山妙理大権現」か） ・「明治三十七年 熊野山神社 奉納敬白 三月十五日」銘。 ・銘なし <p>②神社幟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「明治二十九三月十五日年奉納熊野山神社」銘（2枚） ・「昭和七年 奉迎 八雲神社」（1枚） ・「昭和八年 奉納八雲神社 七月二十六日」 （奉納者名あり1枚・神社名のみ4枚） <p>③獅子頭2体：銘なし。</p> <p>④神社由来書「八雲神社 八木巻神楽」：佐藤盛・藤原福美作成。 作成時期の記銘なし。内容から昭和7（1932）年頃の作成と推定。</p> <p>⑤神楽衣装：千早「明治三十三年 奉納山神社 九月十二日 八木巻連中」1枚 *①～⑤ 別当佐々木幸一氏所蔵</p> <p>⑥舎文3冊：佐々木鶴吉氏（1910～1999）書 作成時期の記銘なし。昭和初期の作成と推定</p> <p>⑦獅子頭4体：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「八雲神社」「納主 謙次郎 忠蔵」（墨書）銘 「昭和11年9月8日 佐々木謙次郎・忠蔵」と後に書かれているが、昭和八年写真に撮影されているため、それ以前の作成か。他1体は平成二十九年銘。2体は銘なし。 <p>⑧神楽面28枚：うち江戸時代のものとして伝えられるもの7枚。</p>

	<p>⑨神楽幕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「八木巻鎮座 八雲神社 昭和八年一月吉日」銘 ・「熊野権現 八雲神社 昭和五十一年九月吉日」銘 <p>⑥～⑨ 八木巻神楽保存会所蔵</p>
<p>11 伝来 (由来・伝承)</p>	<p>【神楽の来歴】</p> <p>八木巻神楽は花巻市大迫町外川目に鎮座する八雲神社(祀神:伊弉冉命・熊野大神速素戔鳴命・伊弉冉命・伊弉諾命)の奉納神楽である。神楽は八木巻集落の10軒の家の男性により担われてきた(現在は、近隣集落からも数名参加している)。</p> <p>神楽の来歴は、永禄7(1564)年に神社に奉納する神楽が始まったと伝えられている。屋号久保家の伝承によると、初代の神楽は岳神楽(早池峰岳神楽)の教えを受けたとも伝えられる。</p> <p>由来書「八雲神社 八木巻神楽」(神楽の担い手である藤原福美氏・佐藤盛氏が作成。昭和7(1932)年頃の作成と想定。佐々木幸一氏所蔵)によれば、その後も東北を襲った寛永・天明・天保の大飢饉で神楽を休止したが、そのつど復活したことが伝えられる。由来書には明和8(1771)年、<u>文政2(1819)年</u>、<u>昭和7(1932)年</u>に復活したことが記録されている。二度目は大償神楽から、三度目は隣接地域の旭の又神楽(佐藤定八・佐々木喜一郎の支援を得た)が関わった伝承があるが、八木巻神楽は周辺の多くの神楽のように「岳流」「大償流」を名乗ることなく、外川目地区の神楽として存続してきた。</p> <p>永禄7(1564)年と文政2(1819)年についての資料は残されていないが、関連資料として安政6(1859)年の銘の神楽(権現)の幕が残されており、江戸時代後期には神楽の祈祷舞が行われていたことがわかる。</p> <p>【上演される時期と場所】 *定例行事を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諏訪神社元旦祭(1月1日外川目地区の合石神楽との廻り番にて行う) ・舞い初め(1月第3日曜日 沢崎生活改善センター) ・外川目地区新年懇賀会(1月 外川目地区の合石神楽との廻り番にて行う) ・大迫地域新年懇賀会(1月 岳神楽・大償神楽との廻り番) ・地元での歳祝いや還暦祝い(2月) ・沢崎地区の歳祝い(2月 最終日曜日) ・市日祈願祭(2月 岳神楽・大償神楽との廻り番) ・<u>花巻市神楽の日</u>(3月・6月・10月 岳神楽・大償神楽と廻り番 花巻市大迫交流活性化センター) ・外川目芸能フェスティバル ・<u>八雲神社例大祭</u>(8月24日現在は第4日曜日) ・<u>神倉神社例大祭</u>(8月24日現在は第4日曜日) ・*八雲神社と神倉神社例大祭は隔年。 ・亀ヶ森地区歳祝い(8月末) ・知勝院(大迫)薪神楽(9月 岳神楽・大償神楽と廻り番) ・外川目地区敬老会(9月) ・諏訪神社例大祭(9月4日 合石神楽との廻り番) ・<u>亀ヶ森八幡神社例大祭</u>(9月15日) ・白山神社例大祭(9月)御神楽奏上。 ・外川目地区運動会(10月) ・大迫町郷土芸能祭(11月) ・舞納め(12月第2日曜日 沢崎生活改善センター) <p>以上のほか、結婚式での上演などを併せて年間25回前後の活動。</p>

1 2
その他

【経過・芸能の伝承法】

1、経過

明治 30 (1897) 年代の「千早」「権現幕」「幟」など残されていることから、当時は祈祷の「権現舞」以外に「神舞」などの幕神楽の演目が行われていたことが推測される。その後も、神楽は衰退することはあっても祈祷の「権現舞」だけは継続していた。宮沢賢治の「山火」には明治時代末から昭和初期の「八木巻神楽」が記されている。

昭和 7 (1932) 年の神楽復興の翌年 8 (1933) 年には、塩竈神社の神楽奉納に出向いている写真が残されており、この時から集落外での上演活動が行われるようになったことがわかる。戦中・戦後も、祈祷舞は継続していた。とくに戦中は、人手が足りず周辺の神楽と助け合ったことも伝えられている。昭和 30 (1955) 年頃には八雲神社の祭礼の時に別当宅で夜神楽を行うなど、活動が盛んであった。八木巻は出稼ぎ者が少なかったため、昭和 30 年以降も神楽を継続できていた。

平成 21 (2009) 年には八木巻神楽後援会を発足。佐々木一太・佐々木鶴吉・佐藤吉栄を歴代代表として、現在は佐々木隆嗣会長を中心に 19 名の神楽衆で活動している。

2、神楽の担い手と伝承法

旧来、八木巻集落の男性が神楽を担ってきた。以前は神楽の担い手は専業農家であったが、現在は皆外に勤めを持つため、練習は毎週土曜日と決めている。

また、主に外川目地区の子どもたちへの神楽継承に積極的に取り組んでいる（内川目からも子供たちが参加）。

この活動は沢崎小学校（統廃合）→外川目小学校（統廃合）→大迫小学校→外川目地区の小学生への指導の流れの中で、50 年以上継続している。この経験を通して成長後、保存会会員となるケースも多い。毎年、地区運動会や外川目地区運動会、敬老会など地域の行事で練習の成果を披露する。このことは、神楽のみでなく地域文化の伝承にも結び付いている。現在 16 名の子供たちに神楽（シンガク）を指導している。

【衣装について】

薄青地に左三つ巴紋と梅松笹を染め抜いた着物と茶の縦縞の袴、そして白足袋と黒鼻緒の下駄を履く。その他、以下の「下舞」「式六番」の衣装と面をつける。

「下舞」「権現舞」：脱垂・たすき・袴・腰に太刀・前結びの鉢巻
採物は鈴と扇。

「鶏舞」：鳥甲・黒留袖。採物は右手に鈴・左手に扇。

「翁舞」：翁面・兜（金色）・千早・袴。右手に扇を持つ。

「三番叟舞」：切顎の黒面・烏帽子・千早・ふごみ・脚絆。採物は鈴と扇。

「八幡舞」：面なし。鳥兜・脱垂・たすき・袴。採物は鈴・扇・弓矢。

「山の神舞」：山の神面・鳥甲（面を外した後は白ざい）・脱垂・たすき・千早・袴・腰に太刀。採物は鈴・扇・幣束。

【道具】

面（28 枚）。採物として扇子・鈴・剣・太刀・幣束・弓・矢。

囃子方の道具として太鼓・手平鉦・笛。

【囃子方の構成】

囃し方は、太鼓（胴取り）1 名・笛 1 名・鉦 2 名・舎文 1～2 名で構成される。

	<p>【芸能の詳細】</p> <p>・芸態 神楽は獅子頭を奉じる「権現舞」「下舞」、幕神楽（現在 35 演目）である。式六番・神舞・座舞・裏舞・狂言・権現舞（祈祷舞）により構成される。神楽の流れは、御神楽奏上の次にまず式六番を最初に舞う。次に神舞・座舞などからいくつかの舞を舞う。最後に「下舞」で神降ろしを行い、「権現舞」を舞う。この分類と舞の流れは早池峰系修験系神楽と同様の形式である。神楽の演目を以下に記す。</p> <p>・演目 現在の演目（令和 1 年現在）を以下に記す。 「御神楽奏上」 「権現舞」「下舞」 ＝式六番＝ 「鶏舞」「翁舞」「三番叟舞」「八幡舞」「山の神舞」「岩戸開舞」 ＝神舞＝ 「二王神舞」「天女舞」「五大龍舞」「五穀舞」「水神舞」 「苧環舞」「天降舞」「年寿舞」「笹割舞」「七五三舞」 「四神命舞」 ＝座舞＝ 「鐘巻舞」「三韓舞」「鞍馬舞」「膳舞」「八島舞」「牛頭天王舞」 「橋掛舞」「根子切舞」「汐汲舞」 ＝裏舞＝ 「鶏舞」（四人）「松迎舞」「裏三番叟舞」「裏八幡舞」 「小山の神舞」「稲田姫舞」 ＝狂言＝ 「舅見参」「田植え」 *休止中の舞 「恵比寿舞」（神舞）・「悪神退治舞」（神舞） 「御台舞」（座舞）・「不祥舞」（座舞）・「木曾舞」（座舞） 「狐取」（狂言）・「座頭」（狂言）・「嫁取」（狂言） 「婿取」（狂言）・「法印」（狂言）・「猿引」（狂言） 「金掘舞（狂言） 「這い獅子舞」・「狂い獅子舞」・「しとね獅子舞」</p> <p>【確認資料】</p> <p>①獅子頭：「八雲神社」「納主 謙次郎 忠蔵」銘 他 5 体 ②舎文：佐々木鶴吉氏（1910～1999）作成 他 2 冊 ③神楽の由来書『八雲神社 八木巻神楽』佐藤盛・藤原福美作成。 ④神楽幕（権現）：「安政六歳」「明治三十七年」銘他 3 枚。 ⑤神楽幕：「昭和八年一月吉日」銘 他一枚 ⑥神楽面：28 枚。うち江戸時代のものと伝えられるもの 7 枚。 ⑦神楽衣装：千早「明治三十三年 奉納山神社 九月十二日」他。 ⑧神楽道具：（太鼓・笛・鉦・太刀・鈴木） ⑨神社幟：「明治二十九三月十五日年奉納熊野山神社」銘他 7 枚</p> <p>【市指定無形民俗文化財】 昭和 51 年 3 月 29 日大迫町（現花巻市指定）指定無形文化財</p>
13 所見	<p>①来歴および史料等について 伝承の裏づけとなる神楽の歴史性を示す道具が複数保存されているために、近世期には神楽による祈祷（権現舞）が行われていたこと、そして明治時代には「神舞」などの演目が行われていたことが明確である。また、休止期と復活時期についても記録されていて、神楽の歴史的変遷がわかる。</p>

②神楽の担い手について

担い手の背景も住民の調査により明確化されている。神楽を通して、信仰を基盤とした神社と地域住民の繋がりをみることが出来る。

③周辺の神楽との関係性

これまでの経過の中で、外川目の神楽（旭の又神楽・合石神楽）、内川目の神楽（岳神楽・大償神楽）それぞれとの交流を持っていた。とくに隣接集落の旭の又神楽とは旧来の付き合いがあり、旭の又の子供たちに演目の指導を行ったり、互いに人手不足を補った。またともに神楽を舞う時期があった。八木巻神楽と内川目・外川目の神楽の交流から、早池峰山麓大迫側の神楽の近現代の状況をみることができる。

④継続性・将来性について

・子ども達への指導

前述のように、主に外川目地区の子どもたちへの神楽継承に積極的に取り組み、指導活動は50年以上継続している。この経験を通して成長後、保存会会員となるケースも多い。

・後継者

神楽の担い手19名のうち、20歳代から50歳代が17名であり、これに子供たちも加わる。比較的若い会員が多く、将来的展望も明るい。

⑤地域貢献

亀ヶ森地区の神楽や旭の又神楽など、近隣集落で休止している神楽の代わりに、神社への神楽奉納や地域行事における神楽奉納の役割を担っている。また、花巻市大迫の「神楽の日」に、岳神楽・大償神楽とともに上演協力を継続している。

以上、八木巻神楽は歴史的裏付けをもち、この神楽を通して近世期以降の大迫外川目地区における神楽の変遷をみることができる。また、継続した地域貢献をしていて、地域に果たす役割も大きい。

よって、近現代における継続性と地域に果たす役割、今後の将来性を検討した結果、岩手県無形民俗文化財指定基準の(2)芸能の変遷の過程を示すもの(3)地域的特色を示すものに値すると評価し、その候補として提示する。

参考文献

『大迫町史 教育・文化編』大迫町市史編纂委員会編 大迫町 昭和58年3月10日

『日本之芸能 早池峰流山伏神楽』菅原隆一郎 東和町教育委員会 平成14年5月25日

(初版 昭和44年3月20日)



【千早 1900 (明治 33) 年】



【獅子頭の幕 1859 (安政 6) 年】



【1933 (昭和 8) 年当時の写真】



【八木巻神楽の獅子頭権現様】



【神楽の様子】



【神楽 (シンガク) の様子】

【提供：八木巻神楽保存会】